

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 7 年

交通対策・地区整備特別委員会 会議録

令和 7 年 9 月 2 4 日

– 1 –

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

8 案件

◎審議調査事項

案件第1 交通対策及び地区整備について

◎理事者報告事項

【都市づくり部】

1. 土地区画整理事業に係る取組状況について

……………資料1 地域整備第一課長

【土木担当】

1. 観光バス対策の実施状況について

……………資料2 交通対策課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（富永龍司） ただいまから、交通対策・地区整備特別委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 案件第1、交通対策及び地区整備についてを議題といたします。

本件については、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

初めに、土地区画整理事業に係る取組状況について、地域整備第一課長、報告願います。

地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 それでは、土地区画整理事業に係る取組状況について説明をいたします。

資料1をご覧ください。本件は、本年第1回定例会で報告いたしました取組の進捗について報告するものでございます。

初めに、項番1、経過です。昨年10月から旧下谷小学校基礎等解体・土壌入替えを実施するとともに、同年11月に道路拡幅用地の取得、その後、本年6月にその土地にございました木造倉庫を解体しております。

次に、項番2、旧下谷小学校跡地の警視庁換地等の整地です。下の敷地図を併せてご覧ください。水色の網かけ部分が警視庁換地、緑色の斜線部分が警視庁への売却予定地になっております。それらの土地で昨年度から進めてまいりました基礎等解体・土壌入替えにつきましては、予定どおり、今月末に完了する予定でございます。

次に、項番3、換地計画認可申請です。本事業の換地計画について、現在、施行協定に基づく認可申請を行っており、間もなく認可される予定でございます。

次に、項番4、警視庁への土地売却です。上の敷地図を併せてご覧ください。区と警視庁で締結した施行協定に基づき、上野警察署庁舎の移転改築に要する敷地面積を確保することを目的として、緑色の網かけ部分の区敷地1,791.39平方メートルのうち、緑色の斜線部分363.85平方メートルを警視庁に売却いたします。

恐れ入ります。2ページをご覧ください。次に、項番5、講堂付近の整地です。旧下谷小学校跡地南東の講堂があった付近において、本年9月上旬より埋蔵文化財調査及び講堂基礎解体

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

を順次実施し、来年3月末に完了する予定となっております。

最後に、項番6、今後の予定でございますが、11月に警視庁との土地売買契約を行い、年度末に講堂付近の整地が完了する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

石原委員。

◆石原喬子 委員 ありがとうございます。

こちらで区の敷地の面積が決まって、今後の本格的な活用についてはこれから検討が進んでいくと思うんですが、検討のスケジュール感は今現在どうなっているか教えてください。

○委員長 地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 お答えいたします。

区の敷地についてでございますけれども、現在地区計画に掲げます地区内の公共・公益施設の再編と機能拡充の観点から、庁内で議論を行っておるところでございます。また、警視庁のほうから、警視庁工事の期間中、区敷地の一部を借りる可能性があることが示されておりまして、また、警視庁の工事中は音や振動の影響が想定されますことから、警視庁の工事が終わるまで一時的な活用の可能性についても併せて庁内で検討を幅広く行っておるところでございます。

○委員長 石原委員。

◆石原喬子 委員 ありがとうございます。

せっかく広さのある土地ですので、活用が決まるまでの間も柔軟に、役立つ使い方を考えていただきたいです。防災訓練やイベントのような地域のためのことに加えて、観光バスなど、交通環境の改善につながるような一時的な活用も含めてぜひ前向きに検討していただきたいと思います。こちら要望でいいです。お願いします。

○委員長 よろしいですか。ほかには。よろしいか。いいですか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、観光バス対策の実施状況について、交通対策課長、報告願います。

交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 それでは、土木担当の1、観光バス対策の実施状況についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料2をご覧ください。初めに、項番1、駐車場利用状況です。平成30年度と表示している列をご覧ください。コロナ禍前の状況と比較するため、平成30年度の実績を掲載しており、年間利用台数は7万3,322台でした。

続きまして、右側にある令和6年度の列をご覧ください。年間利用台数は6万4,248台で、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

平成30年度との比較で87.6%の利用がありました。

さらに、令和7年度の列をご覧ください。こちらは4月から6月の速報値でございますが、平成30年度との比較で96.4%という状況になっています。

次に、項番2、乗降場利用状況です。（1）の乗車場の表をご覧ください。駐車場の利用状況と同様の傾向でございます、令和6年度の利用状況は平成30年度との比較で81.5%、令和7年度は93.1%でございました。

次に、（2）の降車場をご覧ください。令和6年度の利用状況は平成30年度との比較で81.9%、令和7年度は100%でした。

なお、今年度の4月から6月までの状況を踏まえまして、秋にも同様に観光バス台数の増が見込まれるため、対策として、9月から誘導警備の増強を図っているところでございます。

本件のご説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

中澤委員。

◆中澤史夫 委員 確実にというか、歩いていて分かりますけれど、増えているなという状況があると思います。

まず、降車場のところなんですけれども、言問通り沿いの降車場、地域の方からご意見いただきまして、内容はこのとおりにされているんですけれども、その改善がどのように進めていく予定なのかというのと、あと、今年に入って、周りの方からほかの意見とかいうのは来ているかを教えていただければよろしいでしょうか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 言問通りの降車場につきましては、委員から申出があったとおり、降車場じゃない場所で、混雑している時間帯にバスから乗客を降ろしてしまったり、また、降りたお客様が民間の敷地に立ち入ってしまうというような状況がございます。この状況に踏まえまして、やはりルール遵守や安全性の確保のためには、監視員や誘導警備がすごく有効であると考えていますので、ただ、状況によっては、忙しい時間帯に人手が足りていないということが考えられますので、こちらは増強に向けて検討を進めたいと思います。

また、もう一つご質問あったかと思うんですが、その他のご意見につきましては、やはり混雑している時間帯にバスがすごく重なってしまっているというようなお話もよく聞くことがございます。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 分かりました。やはり住民ね、住んでいる方が一番大切なので、その辺をしっかりと対策立てていただければと思います。

あと、観光バス、関連しまして、台東区観光バス対策基本計画というのが、平成29年に出されているんですけれども、これ平成37年、今の2025年か、に検証、見直しとなっているんですが、これに関してはどのように考えているのかというのと、あと、条例ですね、条例が制定さ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れて、私のほうが一般質問でルールづくりということで、条例を提案させていただいてできた条例なんですけれども、この部分の見直しとかいうのは今後何かされるかどうか教えていただいてよろしいでしょうか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 観光バスの基本計画につきましては、10年間の計画期間が間もなく終了となります。基本計画に基づく乗降場の分離ですとか、予約しての稼働などの整備は全て完了しております。今後につきましては、観光バス対策の大幅な見直しが生じた際に、新たな計画を策定しまして整備を行っていきたいと考えております。

また、条例につきましては、特に重点区域ですね、監視員で巡回をしている区域の問題があるかと思いますが、重点区域を拡大した場合は監視員が巡回する範囲もどうしても広がってしまうという状況がございます。その場合ですとどうしても巡回の頻度が低下してしまうというような問題も生じますので、そちら慎重に考えていく必要があるかと考えております。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 基本計画につきまして分かりました。

条例に関しても、どうしても指定区間が決まっているという状況なので、その区間を超えてバスを止めちゃっているという部分がありまして、そこはどうしても条例で決まっているようになかなか、注意喚起はできるけれど、規制はできないって話が最初からありました。やはりどうしても皆さんね、その地域を外せば、止めてもいいと思っている方もいらっしゃると思うので、できたら、確かに監視員を置くというの必要なんですけれども、いわゆる台東区内の幹線道路に関しては条例で定めて、少し取締りというか、やはりしっかりしていかないと、もうどうしても逃げていくというか、周辺部に行ってしまうので、台東区内に関してはしっかりとその対策を立てていくべきじゃないかなって私は思いますので、要望で終わります。以上です。

（「関連して」と呼ぶ者あり）

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 観光バス、お伺いいたします。

今、中澤委員からもバスの降車場の付近でいろいろな民家への立入りだとか、トラブルがあるってお話があって、今、中澤委員からは巡回の強化ということについていろいろな意見がありましたけれども、場所を増やすということはまず考えていないんでしょうか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 降車場につきましては、これまでも増に向けまして、交通管理者ですとか道路管理者、それから地元の方々との協議も進めてまいったところですが、なかなか増やすという状況には至っていないところでございます。ただ、その中で、表にあります、今、国際通り降車場というところがありますが、こちらの稼働率が比較的低いという状況がございますので、こちらに利用を促すことができるかということも併せて考えていきたいと思っております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 ありがとうございます。

場所が足りないんだったら増やすということも併せて検討いただけないかということと、あとは、区道だけじゃなくて、浅草通りとか、都道の活用ということも含めて考えていかなければいけないんじゃないかなと思ひまして、そうしますと、先ほど中澤委員からも条例の話が出ましたけれども、じゃあ、そこを使う根拠が何かということが問題になると思うんですね。一応確認なんですけど、この降車場というのは何か法令上の根拠があるんでしょうか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 道路法によりますが、道路法で設置できる占用物件としては、本来は路線バスが想定されておりまして、観光バスの乗降場ってのは、本来は法令上想定されていないところでございます。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 そうだと思ひましたので、そうしますと、やはり規制するとなったときに法令上の根拠がないと、どうしてもお願いベースになってしまうのかなというふうに思ひます。もうちょっといろいろ広げてしまうと、人力車だとか、ほかにもいろいろな新しい交通、何ですかね、交通手段の問題が出てきていると思うんですけども、ここ観光地である台東区ではそういった特殊性もありますので、ぜひともそういう法令の整備も含めて検討いただきたいと思ひます。要望です。

○委員長 では、鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 先ほど答弁の中で混んでいる時間帯は誘導員とかを増やす、それ分かりましたけれども、主に混んでいる時間帯で、かつもっと集中してしまうような時間帯というのはどの辺の時間帯があるんですか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 主には週後半でございまして、木、金、土あたりが混んでいて、その中で特に午前中の10時から午後の14時ぐらいが集中する時間帯でございまして。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 例えばそういう時間帯が大分見えてきているというのが、この間、委員会報告の中でもありましたけれども、例えばそういうところでは、区がお願いをしている誘導員だけではなくて所管の警察署との協力とかってのはどのようにやっているんですか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 所管の警察につきましては、こちらから通報があったときには対応していただきますが、区の委託業務の中で、忙しい時間帯については、フリーという枠は確保してあって、例えばここの乗車場に3人とかって割り当てて、基本的に契約にはなっているんですけど、それ以外で動ける3人、フリーで動ける3人という契約があるんで、そこで柔軟に対応しているところでございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 いわゆるフリーの、固定的にどこかにずっといるのではなくてというのは、それは分かりました。

やはり、もちろん警察の業務としては、その通報があったときには対応する、それはもう、もともとの業務として当たり前の仕事なんですけれども、やはりそれだけ時間帯が見えてきて、もうかなり時間、もうちょっと狭まった時間帯でもあるってのが分かってくるのであれば、やはりその時点で巡回を強化してもらおうとか、そういうのを協議しているってのはあるんですか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 現時点でそういう協議の場はございませんが、所管の警察に協力は求めることができるか、今後話し合っていきたいと思います。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 ぜひ求めていただきたいんですね。乗降の場面は分かりました。

やはり駐車をしているというところが、今の駐車場ではないところに駐車しているというのは、多分どこの地域の議員にも耳は届いていると思いますよ。今もここの地域、多いんだけどというのはあると思うんですけれども、特段このバスがルールを守らず駐車しているというところでいえば、どこの辺が多いというのは把握していますか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 年間の監視員の報告の件数のうち、約半数が橋場通りでございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 ということは、その橋場通りのところは多いというのであれば、橋場通りにもその監視員などを置いて、誘導員もというのかな、監視員なのかな、置いて、ドライバーや添乗員さんにどこが駐車場、どこに駐車場止めるつもりなんですかと、そのように聞いたり、もしくは降りるときの降車場でドライバーや添乗員さんに、このバスはどこに止めますかというのを誘導員さんたちが聞いたりするということはあるんですか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 先ほどの中澤委員からの質問にあった重点区域ございますが、重点区域外であってもそういった通報の多いところについては、巡回員を回してそういった指導に当たっていることはございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 巡回指導は分かりました。

どこにこの車を止めますかというのを聞くという行為はしているんですか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 ここに、どこに止めるんですかではなく、区の駐車場を使ってく

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ださいですとか、空いている近隣の駐車場使ってくださいとご案内をすることになります。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 分かりました。

実際に、じゃあ、車の、あのだけのバスの大きさですから、簡単には止められない、もう本当に限られた場所しか止められないじゃないですか。多いのは橋場通り、確かにそうです。地域をちょっと外れると、上野公園のところにも、上野公園で乗降した車が、バスが30分とか1時間とか、まだ止まっているわって、やはり時々見受けられるんですね。人が乗ってから移動するとかいうのもあるのが、実態としてあるので、ぜひ今後考えていただきたいのは、やはり止められる場所というのは、区がこうにつくっている場所とか、あと近隣区でもこういう場所がありますよってご案内のところは、それは分かるんですけども、どうしたらこの違法駐車、それも、バスなんて、真夏はまずアイドリングストップしないで橋場通りにずっと止まっていて、近隣の人は、すごい本当に生活している人などは、もう音と臭いと迷惑なんだろうなというのがもう想像できます。

実際に私も原付バイクで走っていると、バスとバスの間からちょろっと人が出てきて、横断歩道じゃないところを渡ろうとする人と、時々冷やっとする場面とかあるんですね。もちろん横断歩道外を渡るのは論外なんですけれども、やはりそういう死角をなくすというのが、台東区として今事故をなくすための一つの手段になると思うので、ぜひ今後検討していただきたいのは、止める場所がどこなのか分からないという人は、分からないドライバーとか添乗さんはまずないというふうに私自身は思っているんですね。でも短時間だし、ここで駄目って言われたらぐるっと回ってきて、1時間潰せばまた人乗せられるからというふうに思っている人も少なからずともいるんだろうなと想像するところでもあるので、しっかりと駐車場を使っていたきたい。どこに止めるのかというのもチェックをして、とにかく違法に止めている観光バスはなくしていただきたい。そうすれば安全の確保とか担保はできると思うんですね。なので、そういうところを重点的に、じゃあ、区内での違法駐車、一時的な駐車をどのように減らしていくかというのの具体策が議論されていくことを考えていただきたいと思いますけれども、その点はいかがですか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 ただいま委員からご発言あったとおりでございまして、観光バスに対して受け入れていくことも大事ですが、同時に、住民のQOLですね、こちらを維持させていくということも両輪で必要だと思っております。どういったことができるかというのは、ただいますぐにご答弁することはできませんが、委員のご指摘のとおり、考えていきたいと思っております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 全国ね、いろいろなオーバーツーリズムも含めて観光バス問題というのは、各自治体抱えていることだと思うんです。なので、例えば京都、例えばどことどこというところ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

で、同じような状況にあるような自治体と交流して、ここって課題ですよとか、こういう解決で少し違法駐車が減ったんですよとかいうのをやはり、それは所管としての情報共有の部分だと思うので、そういうのもやっていただいて、その現地に行って、実際にその観光バスの、大型バスの違法駐車についての視察を所管としてもしていかとか、そういうのは十分有効なお金の使い方だと思いますので、そういうところに考えていただいて、とにかく住んでいる方の安全の確保、もう事故がない道路を造るにはどうしたらいいかという視点で考えていただきたいなと思います。本当に学校のスクールバスの乗り降りで20分とか30分とか止まっているのは、まだ住民の方も、まあしょうがないかというところで許せる範疇ではあるんだけど、これがやはり毎日のようにバスが止まっているというところに住む人たちからすれば、ああまたか、警察も役所も何もしてくんないのかというふうに思われたくないって私、思っているんですね。なので、ぜひそういう視点で、近隣の方にもいろいろなご協力を得なければいけないことはあると思うんですけども、やっていただいて、観光バス対策、大いに駐車場は活用していただきつつ、違法駐車をなくすような手だて、考えていただきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに。

副委員長。

◆風澤純子 副委員長 すみません。今いろいろお話を聞きまして、台東区と、あと警察のほうも努力をされているということ、あと、近隣の皆様のご協力があることだなというふうに思っていたんですけど、今現在の時点で東京都の連携とか協力体制みたいなのところってどうなっているか分かりますか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 東京都につきましては、都内の中でも特に観光バスの多いところ数個集めまして連絡協議会がございまして、そこで年に数回、意見交換の場がございます。今台東区のほうは、いろいろ観光バス対策、駐車場の対策ですとか、乗降場の対策行っているんですが、なかなか区独自、単独でできる対策は限界に近いところにあるかと考えておりますので、特別区長会や議長会を通じて都に要望、投げかけているところでございます。

○委員長 副委員長。

◆風澤純子 副委員長 ありがとうございます。承知いたしました。

ぜひ東京都と連携してやっていかないと、台東区だけで抱える問題ではないと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 石塚委員。

◆石塚猛 委員 今の議長会と区長会で、特に議長会は毎年東京都に対して特別陳情を出しているんですよ。歴代の議長全員が承知しているんですけども、全く、なかなか台東区だけというわけにいかないね。先ほどからいろいろな議論は進んでいますけれど、交通課長、大したもんだよ、ほとんど対応しているもんね。私は、でもこういう小手先だけではどうにもなんないって状況が、もう間もなく来ているんじゃないかなと。どうですんすかね。平成30年度の対

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

応、対比などを見て、状況などの流れなど、説明は非常に正しいと思うんですけども、じゃあ、これからどうしようというときには、全く対応できっこないわけですよ。なぜなら、これから駐車場って増やすところありますか。誰が考えてもないわけですよ。ないところへバスはどんどん入ってくる、外国からも来る。

例えば正月など、私ね、今年花川戸のあそこなど、もう閉鎖したほうがいいような気がするね。まず駐車など無理ですよ、どう考えたって。誰がやったってさばけませんよ。人は四方八方から来る、バスはあの通りと、何だ、何とか通り、それで、あそこの前と、全部万事休すのような状況じゃないですか。今までは、私、区議会議員20年目なんだけれど、段階的にみんな研究して、前向きですよ、今のような議論がどんどん進んで、精査されて、我々も勉強しなければというふうな感じだったけれど、今どうにもならないのが状況だと思うんだよね。

例えば、今からもう50年前の話よ。私が国会議員の秘書になったときに、あの頃は中選挙区で、当時は建設大臣っていたのね。建設大臣が、ソネハイの国会議員で、浅草で一杯飲んだときに、何て言ったかと思ったら、前もこの話したけれども、カ・・・何・・・、この隅田川の上にバス駐車場を造らなければ将来駄目だろうねと言い当てているんだよね。かなりの年寄りだったよ、その大臣。だけれど、それはいろいろな役人か何かに話聞いているんですよ。もうこうなることを想定していて、何ら指をくわえて、どうにもなんなかった。

区長会も議長会も毎年東京都に特別陳情を出して、文書もずっとやってきて、例えば台東区の特長からいうと、山谷問題対策室というのは、あなた方住んでいないから分からないけれど、20年以上住んできた私にとっては、こういう区長会と議長会などの特別陳情など、どんどん生きていくんですよ、東京都でできる範囲だから。だけれど、これ駐車場の件に関しては、技監いらっしゃるからあれだけれど、もう東京都の協力などじゃ済まないんじゃないんですかね。いかがでしょうかね。

(発言する者あり)

◆石塚猛 委員 もうこれ3年5年待ってられないと思うんだけど、どう。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 ただいま委員のご発言について重々承知をしているところでございまして、私、交通対策課長になりまして間もなく半年になりますが、過去の交通対策課長の残してきた経緯ですとか、これまでの状況とかを分析しても非常に強い手詰まり感を感じます。ご発言にあったとおり、国に協力を求めるというところもありますが、まず今回都のほうに、また知事との意見交換会の場がございますので、そこで区長を先頭に要望をしっかりと行ってまいりたいと、そのように考えております。

○委員長 石塚委員。

◆石塚猛 委員 対応としては間違っていないですよ。考え方も間違っていないですよ。だけれど、それで間に合うんですかというのが、私の議員としての危機感なんだよね。間に合わないんだよ。そのときどうするの、パンクするんですよ。そのときに迷惑は、地域の人に迷惑

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

かけるんですよ、これは。もう見えているんだ、先が。間違いなくパニック起きるんだよ。じゃあ、どうするんですかということ、ここで責める必要は全くないんだけど、ただ、その中でも、例えば我々もずっとこの問題やってきた、あるいは区の担当の、あるいは理事者側だって、百も承知しているわけですよ。承知しているけれども、ヒットなんてのはあんた、私など、20年やっていて、すごいこと考えるなと思ったら、やはり降車を優先で、道路の真ん中へ降ろして、それでそれ誘導してなんて考えらんなかったよ。だけれど、やればできる。例えば松屋のところに客を少し止めるような場所とか、いろいろなこと、もう全ての知恵を出し合ってやってきたのが、この交通バス対策ですよ。

だから、やはり交通課長ね、これはもう何、——。知らないだろう、みんな。真面目な人だったよ。別にそんな話しする必要、全くないんだけど、このままの状況でいいって誰も思っちゃいないのに、何ら得策、特別なあれがないというのは、非常にひもじい思いがするんだけど、もう1回課長に聞くけれども、これやはり、例えば、正直言うと、東京都に出す陳情も、区長会、議会も1年とか2年、3年じゃないんだよ、もう10年以上やってんだよな。そうすると、答えは望めないわけだね。例えば浅草でこんな苦しんでんの、上野のあそこなど、あんた、バス、あそこ、何だ、輪王殿のほうに抜けなくなってしまうているんだよ。もちろんそっからも入ってこないからあれだけれど、あれであのバスの状況が保てるとしたら大間違いよ。もう見えているんですよ。

あのところの駅前、何だ、一周するところだって、あれはタクシーだとか普通の車ですよ。バスが一回転するような道路じゃなっていないよね。それらは考えりゃ分かる、見りゃ分かることなんだから、どうすんですかっていったら、やはり何としても突破口を開かなければいけないというのは今の時期ですよ。令和7年度の、私は決算・予算委員会などでも、よっぽど措置をしないと、こういう発言だけで終わってしまうよね。と思うんだけど、交通課長どうですかね。しつこ過ぎるかな。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 ただいま委員から様々なお話しいただきまして、大変身にしみるところと、あと、非常に過去の経緯も含めて勉強になるところもございました。

先ほどご提案のありました国へという話もありますが、本当にどういったことができるかって、すぐに具体的な答弁をすることはどうしても難しいですが、今後も引き続き懸命に考えていきたいと考えております。

○委員長 石塚委員。

◆石塚猛 委員 これ以上言いません。本当にそういう状況だと思いますんで。

以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかには。よろしいですか。

(発言する者あり)

○委員長 ちょっとお待ちください。訂正願ったほうがいいの。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(発言する者あり)

○委員長 先ほど石塚委員の発言の中に、すみません、——という発言がございましたので、そこは発言を取り消していただき……

(「——」と呼ぶ者あり)

○委員長 なんで、発言を、先ほど来取り消していただけますか。

(「言い直します」と呼ぶ者あり)

○委員長 よろしいですか。すみません。

ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

○委員長 案件第1、交通対策及び地区整備について、その他ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 おはかりいたします。案件第1、交通対策及び地区整備については、重要な案件でありますので、引き続き調査することに決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

以上で、案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

(櫻井議会事務局次長朗読)

○委員長 これをもちまして、交通対策・地区整備特別委員会を閉会いたします。

午前10時35分閉会